

GET ビジネス学習館
2013 行政書士講座

第16回 行政法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

6 公の施設

1. 公の施設

(最判平成 18 年 7 月 14 日)

普通地方公共団体の住民ではないが、その区域内に事務所、事業所又は家屋敷等を有し、当該普通地方公共団体に対し地方税を納付する義務を負う者など住民に準ずる地位にある者による公の施設の利用については、当該公の施設の性質やこれらの者と当該普通地方公共団体との結び付きの程度等に照らし合理的な理由なく差別的取扱いをすることは、公の施設の利用について不当な差別的取扱いの禁止を定めた地方自治法第 244 条 3 項に違反する。

第7章 普通地方公共団体に対する国・都道府県の関与

1 関与の意義

地方公共団体に対する国・都道府県の関与とは、地方公共団体の事務処理に関して、国や都道府県が行う次の行為をいう。

- ・ 助言・勧告
- ・ 資料の提供の要求
- ・ 是正の要求 地方公共団体の事務処理が法令に違反している、著しく適正を欠いている時に、その違反の是正、改善措置を要求するもので、要求を受けた地方公共団体はこれに応じた措置を講じなければならない義務を負う
- ・ 同意
- ・ 許可・認可・承認
- ・ 指示
- ・ 代執行 地方公共団体の事務が法令に違反している時、事務処理を怠っている時にその是正措置をその地方公共団体に代わって行う。
- ・ 普通地方公共団体との協議
- ・ その他の関与 一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別に関する行為（検査・監査・立ち入り調査）

けんちゃんの参考資料

【同意と許可は異なるのか？】

地方自治法第245条第1号に列挙される国の関与の方式を見ると、「是正の要求」に続いて「同意」、「許可、認可又は承認」、「指示」、「代執行」の順に列挙されていますが、これらは全て「処分その他公権力の行使」と位置づけられている。

しかし、これらは講学上の行政行為ではないので、取消訴訟ではなく、機関訴訟の対象となる。

とある文献によると、「同意」は対等者間の関係について使用する用語であり、「許可」のように上下関係を示すものではない。とある。

また、「承認」の場合に「協議」は不要であるが、「同意」の場合は「事前の協議」を前提とするとして、「同意」と「承認」の性質は異なると説明している。これは、「許可」についても同様に妥当するだろう。

2 関与の原則

1. 関与の法定主義

必要に応じて関与するなど、関与の主体が裁量権に基づいて関与はできない。

すなわち、法律・政令によらなければ関与できない。これを**関与法定主義**という。

2. 関与の基本原則

関与は必要最小限度のものとし、普通地方公共団体の自主性・自立性に配慮しないかん。

比例原則とは、達成されるべき目的とそのために取られる手段としての権利・利益の制約との間に均衡を要求する原則である。「雀を撃つのに大砲を使ってはならない」という言葉

でしばしば説明される。

(1) 自治事務

自治事務に関する関与は

- 基本類型
 - ・ 助言・勧告
 - ・ 資料の提供の要求
 - ・ 普通地方公共団体との協議 ←調整が必要などときだけしかできない
 - ・ 是正の要求
- 例外的に一定の基準を設けて認められる関与は

-
- ・ 代執行 (245 条の 3 ④)にその一定の基準が定めてある)
 - ・ 同意 (245 条の 3 ④)にその一定の基準が定めてある)
 - ・ 許可・認可・承認 (245 条の 3 ⑤)にその一定の基準が定めてある)
 - ・ 指示 (245 条の 3 ④)にその一定の基準が定めてある)

(2) 法定受託事務の関与

法定受託事務に関する関与は

- 基本類型
 - ・ 助言・勧告
 - ・ 資料の提供の要求
 - ・ 普通地方公共団体との協議 ←調整が必要などときだけしかできない
 - ・ 代執行
 - ・ 同意
 - ・ 許可・認可・承認
 - ・ 指示
 - ・ 是正の要求 ←第 2 号法定受託事務だけ

けんちゃんの過去問対策

245 条の 8 では、国の大臣による代執行等について定めているが、その大まかな流れは、**法定受託事務について、違反等がある場合**で一定の要件を満たすと、大臣は都道府県知事に勧告をすることができ (45 条の 8①、⑫)、その勧告に係る事項を行わないときは、指示することができ (245 条の 8②、⑫)、それでも当該事項を行わないときは、高等裁判所に対し、訴えをもって、当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる (245 条の 8③、⑫)。そして、判決が出ているのになお、判決内の期限までに行わないときにはじめて、大臣は当該都道府県知事に代わって当該事項を行うことができる (245 条の 8⑧、⑫)。

3. 法定受託事務の処理基準

- ・ 各大臣は、都道府県の法定受託事務の処理について都道府県がよるべき基準を定める事が出来る。
- ・ 都道府県の執行機関は、市町村の執行機関の法定受託事務について市町村の執行機関がよるべき基準を定める事が出来る。この場合、大臣は必要な指示が出来る

3 関与の手続き

国又は都道府県の普通地方公共団体に対する関与については、行政手続法は適用されない。
そのため、地方自治法には関与の手続きとして、行政手続法と類似した規定が置かれている。

けんちゃんのまとめ

【関与の手続】

助言等及び 資料の提出の要求等の方式	書面によらないで行った場合、書面の交付を求められた時は、書面交付義務を負う(247条①) ※助言については、その場で完了する行為、すでに書面で通知されているものと同一の場合には、上記の義務を負わない(247条②)
申請に対する許認可等	審査基準の設定・公表義務(250条の2②) 標準処理期間の設定・公表努力義務(250条の3①)
是正の要求等の方式	原則：書面 例外：差し迫った必要がある場合(249条①)
許認可等の取消	処分基準の設定・公表の努力義務 処分の内容・理由を記載した書面の交付義務(250条の4)